

仕様書

1 購入物品

- (1) 品名 小型ダンプ車
- (2) 購入台数 1台
- (3) メーカー名及びシャシ型式等（4WD、AT車）
 - ・UDトラックス 2WG-BJS88AM
 - ・いすゞ 2WG-NJS88AM
- (4) 本車は次に掲げる法令等に適合したものであること。
 - ア 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
 - イ 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- (5) 乗車定員 3名
- (6) タイヤ スチールラジアルタイヤ

2 納入場所及び納入期限

納入場所	所在地	台数	納入期限
恵下埋立地	広島市佐伯区湯来町大字和田1690番地	1	令和9年3月31日（水）

上記納入期限までに納入を完了するものとし、可能な限り早めに納入すること。

3 架装

- (1) 型式 ゴミ積載用深ボディ無蓋ダンプ車
荷箱後ろドアは観音開き
荷箱両サイドに手動可倒式枠付シート（別図と同等）
- (2) 荷箱容量 2 m³以上，最大積載量2,000 kg積みクラス

4 ダンプ装置

車両用のエンジンを動力とした、P.T.O（動力駆動装置）による油圧ポンプを駆動しダンプする方式とする。

5 各部機構

シャシ会社と架装会社のカタログ諸元表によるほか、次のとおりとする。

(汚水対策は、別図を参照)

- (1) 荷箱周囲に荷箱シート止め金具（側面各々8個、後面4個）を取付けること。
- (2) 荷箱に昇降できるよう荷箱左右サイド前寄りに、滑り止め付きの足掛けを堅牢に取付けること。
- (3) ほうきを荷箱前に、スコップの格納装置を荷箱下部に設けること。
- (4) 荷箱をダンプしたとき荷箱が下降しないよう、安全装置を設けること。
- (5) 荷箱の後ドアは、走行中自然開放しない構造にすること。
- (6) スペアタイヤの格納装置を、荷箱前側を基本として取付けること。
- (7) テールパイプ先端の高さを27cm以上にすること。

6 取付品

- (1) エアコン（純正品）、デジタル時計を取付けること。
- (2) サイドミラー（補助）を取付けること。
- (3) キャビン左右ドアにサイドバイザー（雨よけ）を取付けること。
- (4) 運転席及び助手席にビニール製シートカバーを取付けること。
- (5) フォグランプを取付けること。
- (6) 燃料タンクキャップは鍵付きのものとし、工具箱にも鍵（シリンダー錠）を取付けること。
- (7) 防水型バックブザーを取付けること。
- (8) 消火器（ABC粉末4型）を1本取付けること。
- (9) 荷箱前上部に作業用足場及び荷箱シートの保管棚を取付けること。（別図と同等）
- (10) 車体左側下部を基本とし、手洗い用ポリ容器（市販角型20L程度、蛇口付き）を車体からはみ出さないように取付けること。
- (11) 荷箱後ろドアにスライド式の金網を取付けること。（金網先端がスライド枠から露出しない様、入念に取付けること。）
- (12) リヤドア下部のリブ及びリヤフェンダー上部に滑り止め付き鋼材を取付けること。
- (13) 防水型作業照明灯（35～40W）を荷箱後ろの左側下部に取付けること。
- (14) ドライブレコーダーを取付けること。（前方が撮れるもので、視界を妨げないようフロントガラス上部に取り付けること。）また、ソフトウェアの導入等が不要な型式であること。

7 付属品

- | | |
|--------------------|----|
| (1) フロアーマット（補助マット） | 1式 |
| (2) ボディワックス | 1缶 |
| (3) 標準工具、停止表示板、赤旗 | 1式 |

- | | |
|---|-----|
| (4) 2トン用オイルジャッキ | 1個 |
| (5) スペアタイヤ（ホイール付き） | 1本 |
| （ただし、前後輪のホイールが異なる場合は各1本） | |
| (6) タイヤチェーン（シングル用、耐摩耗性に優れた合金鋼製） | 1組 |
| (7) 車止め | 2個 |
| (8) 非常信号用具（懐中電灯、発煙筒） | 1式 |
| (9) 洗車ブラシ | 1本 |
| (10) 荷箱用シート | 1張り |
| （340cm×290cm以上、材質は、クラレ・ビニロン#60D又は同等品以上） | |

8 塗装

- (1) 完全防錆の上、塗料は日本ペイント製又は同等以上のものでウレタン塗装仕上げとする。（ボディカラーは、車両メーカー指定色とする。）
- (2) 荷箱下部に黒色の錆止塗装を施すこと。
- (3) ホイールの塗装は、車両メーカー指定色とする。

9 基準及び登録

この車両全般に渡って、道路運送車両法の保安基準に適合するように制作し、小型四輪貨物車で登録できること。

また、この車両の登録は本市名義で納入期日前に納入者において完了すること。

なお、登録に要する経費のうち本市で負担するものは、自動車重量税、リサイクル料金、自動車検査登録印紙、ナンバープレート代、自賠責保険料で、これ以外に要する経費は納入者の負担とする。

10 検査

納入については、本市係員の行う検査及び試運転に合格したものを納入すること。

11 保証

メーカー発行の保証書によるものとする。

当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

納車後、1年以内に故障（事故、過失の損傷は除く。）が生じた場合は、無償修理すること。

製作上の欠陥による場合は、1年以内に限らず使用期間中保証すること。

12 その他

- (1) 納入後、1年以内の6ヵ月点検及び12ヶ月点検（法定点検）を実施し、これにかかる経費は、納入者側が負担すること。
- (2) 架装部に指定以外のステッカーは、貼らないこと。
- (3) この仕様書に明示等のない軽微な事項については、受注者において異議なくこれを施行すること。
- (4) この仕様書中、文意の解釈その他について疑義が生じたときは、本市係員の指示に基づくこと。

13 車両納入時に提出する書類

車両検査証（写）

一部

